

平成23年度

当麻町人事行政の運営等の状況

当麻町の人事行政

「当麻町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の給料や勤務条件などの人事行政の運営状況を、住民の皆様にご理解していただくため、次のとおり公表します。なお、この公表は、広報とうま「我が郷土」で公表するものと重複する部分がありますがご了承ください。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 任免の状況（平成22年度）

新規採用の状況	
一般行政職	3人
事務職	3人
技術職	0人

退職の状況									
区分	定年退職	勸奨退職	その他						合計
			普通退職	分限退職	懲戒退職	失職	死亡退職	任期満了	
一般行政職	5人		1人						6人

(2) 職員数の状況（各年4月1日現在）

区分		平成22年度	平成23年度	増減
部門	一般行政	76(0)人	74(0)人	△2(0)人
特別行政（教育）		18(0)人	18(0)人	
公営企業等	水道	4(0)人	4(0)人	
	下水道	1(0)人	1(0)人	
	国保・介護	9(0)人	11(0)人	2(0)人
	小計	14(0)人	16(0)人	2(0)人
合計		108(0)人	108(0)人	

注1) 教育長を含む。

注2) () 内は再任用短時間勤務職員

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成22年度地方財政状況調査より）

住民基本台帳人口 (平成23年3月31日現在)	歳出額	人件費	人件費率
人 7,200	千円 5,631,803	千円 750,457	% 13.3

注) 人件費には、議会議員や非常勤特別職の報酬、町長などの特別職給与及び職員給与・退職手当組合負担金などが含まれます。

(2) 職員給与の状況（平成23年度 一般会計予算）

職員数 (A)	給 与 費				一人当たり給 与 費 (B/A)
	給 料	職 員 手 当	期 末 勤 勉	計 (B)	
人 92 (0)	千円 353,085	千円 60,324	千円 127,814	千円 541,223	千円 5,883

注1) 職員数及び給与費は、当初予算に計上された一般職に係るもので、退職手当組合負担金は含みません。

注2) () 内は再任用短時間勤務職員

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

一般行政職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
当 麻 町	43.6歳	326,893円	364,881円
国	42.3歳	327,205円	397,723円

(4) 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

一般行政職

区 分	当 麻 町		国	
	初 任 給	2年後の給料	初 任 給	2年後の給料
大 学 卒	国 に 同 じ		172,200円	184,200円
高 校 卒			140,100円	148,500円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成23年4月1日現在）

一般行政職

区 分	経験年数7～10年	経験年数10～15年	経験年数15～20年
大 学 卒	該当職員なし	262,950円	345,850円
高 校 卒	該当職員なし	230,533円	283,341円

(6) 一般行政職の級別職員数等の状況(平成23年4月1日現在)

区 分	職 務 の 内 容	職 員 数	構 成 比
1 級	定型的な業務を行う職務(初級職員)	8人	10.1%
2 級	主任・主任教諭の職務	1人	1.3%
3 級	主査・主査教諭の職務	28人	35.4%
4 級	係長・保健師長・看護師長の職務 困難な業務を行う主査・主査教諭の職務	19人	24.1%
5 級	課長補佐・次長・幼稚園教頭の職務	13人	16.5%
6 級	会計管理者・課長・事務長・事務局長・室長・参事の職務	10人	12.7%
合 計		79人	100.0%

(7) 職員の期末・勤勉手当の状況(平成23年4月1日現在) (支給割合)

区 分	当 麻 町			国		
	期末手当 (月分)	勤勉手当 (月分)	計 (月分)	期末手当 (月分)	勤勉手当 (月分)	計 (月分)
6 月 期	国 に 同 じ			1.225	0.675	1.900
1 2 月 期				1.375	0.675	2.050
計				2.600	1.350	3.950
加算措置の状況	職務の級による加算措置 有					

(8) 職員の退職手当の状況(平成23年4月1日現在) (支給率)

区 分	当 麻 町		国	
	自己都合退職 (月分)	定年・勸奨退職 (月分)	自己都合退職 (月分)	定年・勸奨退職 (月分)
勤続20年	国 に 同 じ		23.50	30.55
勤続25年			33.50	41.34
勤続35年			47.50	59.28
最高限度額			59.28	59.28

(9) その他職員手当の状況 (平成23年4月1日現在)

区 分	内 容								
扶 養 手 当	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 配偶者：13,000円 ◦ 扶養親族（配偶者を除く） 1人につき6,500円（11,000円の場合有） ◦ 満16歳から満22歳までの子：1人5,000円加算 								
住 宅 手 当	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 自宅の場合：当麻町内に新築又は購入した住宅に居住している場合に限り年限を設けず7,000円を支給 ◦ 借家の場合（家賃12,000円を超えるものに限る） 21,500円を上限に支給 								
通 勤 手 当	◦ 通勤距離が片道2km以上である職員に2,000円を支給								
寒 冷 地 手 当	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 世帯区分に応じて次のとおり支給（年額） <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">扶養親族のいる世帯主</td> <td style="text-align: right;">131,900円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">扶養親族のいない世帯主</td> <td style="text-align: right;">72,900円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他の職員</td> <td style="text-align: right;">51,700円</td> </tr> </table>			扶養親族のいる世帯主	131,900円	扶養親族のいない世帯主	72,900円	その他の職員	51,700円
扶養親族のいる世帯主	131,900円								
扶養親族のいない世帯主	72,900円								
その他の職員	51,700円								
管 理 職 手 当	◦ 管理又は監督の地位にある職員に支給 給料月額6%、8%								
時 間 外 勤 務 手 当	◦ 正規の時間を越えて勤務することを命じられた職員に支給								
	平成22年度	支 給 総 額	13,005千円						
		職員1人当たりの支給年額	203千円						

注1) 時間外勤務手当支給総額は、選挙費を除く一般会計決算額

注2) 職員1人当たりの支給年額は、選挙費を除き実際に支給された職員の平均年額

(10) 特別職・議員の報酬等の状況 (平成23年4月1日現在)

給料（報酬）	特別職	町長	月額	710,000円
		副町長	月額	565,000円
		教育長	月額	535,000円
	議員	議長	月額	237,000円
		副議長	月額	184,000円
		各委員長	月額	169,000円
		議員	月額	160,000円
期末手当支給割合	特別職		6月期	1.90月分
			12月期	2.05月分
			計	3.95月分
	職務上の加算措置 有			
	議員		6月期	1.90月分
			12月期	2.05月分
			計	3.95月分
職務上の加算措置 有				

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（平成23年4月1日現在）

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	土曜日及び日曜日

注) 幼稚園や診療所、図書館など本庁以外の勤務場所では、これと異なる勤務形態の場合があります。

(2) 休暇等の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	内 容
年次有給休暇	・1暦年ごとに20日とし、20日を限度として翌年に繰り越すことができる。
病 気 休 暇	・負傷又は疾病のため療養する必要がある場合、必要最小限度の期間(私傷病は90日以内)
特 別 休 暇 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚休暇 5日以内 ・産前休暇 6週間以内(多胎の場合、14週間以内) ・産後休暇 8週間以内 ・配偶者出産休暇 2日以内 ・忌引休暇 続柄に応じた日数 例：配偶者—10日以内、父母—7日以内 子—5日以内、祖父母—3日または7日以内 ・夏期休暇 3日以内
介 護 休 暇 (無給)	・配偶者、父母、子、配偶者の父母等が、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合、連続する6月以内で必要な期間。
育 児 休 業 (無給)	・3歳に満たない自分の子を養育するため、その子が3歳に達するまで育児休業することができる。
部 分 休 業 (無給)	・3歳に満たない自分の子を養育するため、正規の勤務時間の始め又は終りにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として部分休業することができる。

4 職員の分限及び懲戒処分等の状況（平成22年度）

区 分	件 数
職 員 の 分 限 処 分	休 職 0件
職 員 の 懲 戒 処 分	減 給 1件
	訓 告 0件

5 職員のサービスの状況（平成22年度）

区 分	延べ人数
職務専念義務免除の人数	155人
営利企業等の従事許可の人数	7人

注）職務専念義務免除には総合検診（短期人間ドック）受診及び選挙の期日前投票立会人従事を含み、営利企業等の従事許可に国勢調査指導員を含む。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の状況（平成22年度）

区 分	参加者数
市 町 村 ア カ デ ミ ー	1名
北 海 道 市 町 村 職 員 研 修 セ ン タ ー	6名
町 村 会 等	9名
市 町 村 職 員 共 済 組 合	1名
職 場 研 修	3名

(2) 勤務評定制度の概要

地方公務員法に基づき、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じている。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の保健の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	内 容
市 町 村 職 員 共 済 組 合	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付（療養給付、高額医療費など） ・休業給付（傷病手当金、出産手当金、育児休業手当金など） ・保健事業（健康診断助成、保養宿泊施設利用助成など） ・研修事業（健康管理に関する研修、講演など）
市 町 村 職 員 福 祉 協 会	<ul style="list-style-type: none"> ・医療給付事業（医療費、入院見舞金、死亡弔慰金など） ・福利厚生事業（指定宿泊施設利用助成、入院一時金、出産祝金など）

(2) 公務災害及び通勤災害の状況（平成22年度）

件 数 0 件

(3) 公平委員会の状況（平成22年度）

区 分	件 数
勤 務 条 件 に 関 す る 措 置 の 要 求	0件
不 利 益 処 分 に 関 す る 不 服 申 し 立 て	0件

☆ この公表に関するお問合せ先 ☆☆☆☆☆
 ☆ 当麻町役場総務企画課職員係 ☆
 ☆ ☎ 0166-84-2111(内線214) ☆
 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆